

○新宿区立子ども園条例

平成18年10月13日

条例第58号

改正 平成19年3月23日条例第32号

平成19年10月17日条例第59号

平成20年10月10日条例第59号

平成21年10月16日条例第60号

平成22年12月8日条例第65号

平成23年12月9日条例第41号

平成24年3月22日条例第17号

平成24年10月15日条例第60号

平成26年6月20日条例第20号

平成27年3月23日条例第22号

平成27年10月14日条例第49号

平成28年3月22日条例第15号

(目的及び設置)

第1条 小学校就学前の子ども(以下「子ども」という。)に対し、その成長と発達を見据えた一貫した保育及び教育を実施することにより、豊かな心を持ち、社会性を身に付けた子どもを育てていくとともに、地域の子育て家庭を支援するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園として、新宿区立子ども園(以下「子ども園」という。)を設置する。

(平21条例60・平22条例65・平24条例17・平27条例22・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 子ども園に入園し、又は子ども園において進級する年度の初日の前日をいう。
- (2) 0歳児 基準日における年齢が満1歳未満の子どもをいう。
- (3) 1歳児 基準日における年齢が満1歳以上満2歳未満の子どもをいう。
- (4) 2歳児 基準日における年齢が満2歳以上満3歳未満の子どもをいう。

- (5) 3歳児 基準日における年齢が満3歳以上満4歳未満の子どもをいう。
- (6) 4歳児 基準日における年齢が満4歳以上満5歳未満の子どもをいう。
- (7) 5歳児 基準日における年齢が満5歳以上満6歳未満の子ども及び別に定める子どもをいう。

(平22条例65・追加)

(名称及び位置)

第3条 子ども園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第2条線下・一部改正)

(事業)

第4条 子ども園においては、法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に該当する子ども園にあつては第1号に掲げる保育及び教育を、その他の子ども園にあつては第2号に掲げる保育及び教育を行うほか、それぞれ第3号から第6号までに掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第2条第7項に規定する目的を実現し、法第9条各号に掲げる目標を達成するための保育及び教育
- (2) 次に掲げる保育及び教育
 - ア 法第2条第10項に規定する保育を必要とする子ども及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第2項に規定するその他の児童(以下「保育を必要とする子ども等」という。)に対する保育
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条に規定する目的を実現し、同法第23条各号に掲げる目標を達成するための保育及び教育
- (3) 延長保育に関すること。
- (4) 預かり保育に関すること。
- (5) 子育て支援事業
- (6) その他別に定める事業

(平20条例59・平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第3条線下・一部改正、平27条例22・一部改正)

(開園時間)

第5条 子ども園の開園時間は、別表第2のとおりとする。ただし、必要があるときは、これを一時的に変更することができる。

(平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第4条線下・一部改正)

(休園日)

第6条 子ども園の休園日は、次に掲げる日とする。ただし、必要があるときは、これを一時的に変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(平22条例65・旧第5条繰下)

(保育・教育の種類)

第7条 第4条第1号及び第2号に掲げる保育及び教育(以下「保育・教育」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日及び時間に行うものとする。ただし、必要があるときは、これら以外の日及び時間に保育・教育を行うことができる。

- (1) 1号認定利用 月曜日から金曜日まで(別に定める日を除く。)の午前9時から午後3時まで
- (2) 2号・3号認定利用 月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後6時30分まで(新宿区立北新宿子ども園にあっては、午前7時15分から午後6時15分まで)の範囲内の時間

2 子ども園で行う保育・教育の種類は、別表第2保育・教育の実施区分の欄に定めるとおりとする。

(平22条例65・全改、平24条例60・平27条例22・一部改正)

(保育・教育の実施基準)

第8条 1号認定利用に係る保育・教育は、当該子どもがその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。)とともに新宿区の区域内に住所を有する場合に行うものとする。

2 2号・3号認定利用に係る保育・教育は、当該子どもが保育を必要とする子ども等に該当する場合に行うものとする。

(平22条例65・全改、平27条例22・平27条例49・一部改正)

(保育・教育の実施の申込み等)

第9条 保育・教育の実施を希望する保護者は、別に定めるところにより、保育・教育の実施の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかの場合には、前項の承諾を行わないことができる。

- (1) 当該申込みに係る子ども園の定員に欠員がないとき。
- (2) その他やむを得ない理由により保育・教育が実施できないとき。

(平21条例60・平22条例65・平27条例22・一部改正)

(保育・教育の実施の停止)

第10条 保育・教育の実施は、子どもが疾病等の理由のため一時的に通園できなくなった場合には、2か月を限度にこれを停止することができる。ただし、特別の事由がある場合は、2か月を超えて停止することができる。

(平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第11条繰上・一部改正)

(保育・教育の実施の承諾の取消し等)

第11条 子ども園の入園前に次の各号のいずれかの事由に該当した場合には、第9条第1項の承諾を取り消し、子ども園の入園後に次の各号のいずれかの事由に該当した場合には、保育・教育の実施を解除することができる。

- (1) 第8条に規定する保育・教育の実施基準に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者から保育・教育の実施の辞退又は退園の申出があったとき。
- (3) 前条に規定する保育・教育の実施の停止期間が経過し、なお通園できないとき。
- (4) 疾病その他の理由により保育・教育の実施が困難であるとき。

(平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第12条繰上・一部改正、平27条例22・一部改正)

(延長保育の実施)

第12条 延長保育は、2号・3号認定利用に係る保育・教育を行う1歳児、2歳児、3歳児、4歳児及び5歳児のうち、第7条第1項第2号に定める時間を超えて保育が必要な子どもについて行うものとする。

- 2 延長保育の実施を希望する保護者は、別に定めるところにより、延長保育の実施の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。
- 3 次の各号のいずれかの場合には、前項の承諾を行わないことができる。
 - (1) 延長保育の実施に係る定員に欠員がないとき。
 - (2) その他やむを得ない理由により延長保育が実施できないとき。

(平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第13条繰上・一部改正、平24条例60・平27条例22・一部改正)

(預かり保育の実施)

第13条 預かり保育は、1号認定利用に係る保育・教育を行う子どもの保護者が当該保育・教育の実施時間のほかに保育を希望する場合に、当該子どもについて行うものとする。

- 2 預かり保育は、別表第4に定める日、時間及び要件により行うものとする。

3 預かり保育の実施を希望する保護者は、別に定めるところにより、預かり保育の実施の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

(平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第14条繰上・一部改正、平27条例22・一部改正)

(給食の提供)

第14条 子ども園においては、入園している子どもに対して、給食を提供する。ただし、1号認定利用に係る保育・教育を行う子どもについては、その保護者が、別に定めるところにより、給食の提供の申込みを行い、その承諾を受けた場合に給食を提供する。

(平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第15条繰上・一部改正、平27条例22・一部改正)

(子育て支援事業)

第15条 第4条第5号に掲げる子育て支援事業として、次の各号に掲げる事業のいずれかを行うものとする。

- (1) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(預かり保育を除く。以下「一時保育」という。)に関すること。
- (2) 定期利用保育に関すること。
- (3) 子ども及びその保護者の相互交流への支援に関すること。
- (4) 保育、教育等に関する相談及び情報の提供に関すること。
- (5) その他別に定める事業

(平22条例65・追加、平24条例17・平24条例60・平27条例22・一部改正)

(一時保育の実施)

第16条 一時保育は、別に定める要件を満たす子どもの保護者のいずれもが、一時的に保育することができない場合に、当該子どもについて行うものとする。

2 一時保育の実施時間は、午前8時30分から午後5時までの範囲内の8時間以内とする。

3 一時保育の実施を希望する保護者は、別に定めるところにより、一時保育の実施の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

(平22条例65・追加、平27条例22・一部改正)

(定期利用保育の実施)

第16条の2 定期利用保育は、別に定める要件を満たす子どもの保護者のいずれもが、継続的に保育することができない場合に、当該子どもについて行うものとする。

2 定期利用保育の実施時間は、午前8時30分から午後5時までの範囲内の8時間以内とする。

3 定期利用保育の実施を希望する保護者は、別に定めるところにより、定期利用保育の実施の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

(平24条例60・追加、平27条例22・一部改正)

(入園料の徴収)

第17条 1号認定利用に係る保育・教育の実施について第9条第1項の承諾をした当該子どもが子ども園に入園したときは、入園料を徴収する。

(平27条例22・全改)

(入園料及び1号認定利用に係る保育・教育の実施に係る保育料)

第17条の2 入園料及び1号認定利用に係る保育・教育の実施に係る保育料は、別表第5に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、子ども園に入園し、又は在園する前条の子どもと生計を一にする世帯(別表第5に定める4階層及び5階層に属する世帯に限る。)に、当該子どもよりも年長の者で、かつ、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(同表に定める4階層に属する世帯にあっては、当該子どもよりも年長の者で、かつ、別に定める要件に該当する者。以下この項において「特定年長者」という。)がいるときは、当該子どもに係る入園料及び保育料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定年長者の数が1人の場合 別表第5に定める額の5割に相当する額

(2) 特定年長者の数が2人以上の場合 無料

3 子ども園に入園し、又は在園する前条の子どもと生計を一にする世帯(別表第5に定める4階層に属する世帯に限る。)が、ひとり親世帯等(父母が婚姻を解消した子どもをその子どもの父又は母が監護する世帯その他の別に定める世帯をいう。以下同じ。)に該当する場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「の数が1人の」とあるのは「がない」と、同項第2号中「の数が2人以上の」とあるのは「がいる」とする。

(平27条例22・追加、平28条例15・一部改正)

(2号・3号認定利用に係る保育・教育の実施に係る保育料)

第18条 2号・3号認定利用に係る保育・教育の実施に係る保育料は、別表第6に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第6に定めるA階層、B階層、C階層及びD1階層からD5階層までに属する世帯を除く。)から2人以上の子どもが子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する教育・保育施設(以下「教育・保育

施設」という。)に入所している場合、同条第5項に規定する地域型保育事業(以下「地域型保育事業」という。)を利用している場合その他これらに準ずるものとして別に定める場合に該当する場合において、当該子ども(以下「特定子ども」という。)のうち最年長の者(以下「最年長子ども」という。)を除いて当該世帯に子ども園に在園している特定子ども(2号・3号認定利用に係る保育・教育の実施を受けている者に限る。)がいるときは、当該特定子どもに係る保育料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定子どものうち最年長子どもの次に年長の者である場合 別表第6に定める額の5割に相当する額

(2) 前号に該当する特定子ども以外の特定子どもである場合 無料

3 第1項の規定にかかわらず、子ども園に在園している子どもと生計を一にする世帯(別表第6に定めるC階層及びD1階層からD5階層までに属する世帯に限る。次項において同じ。)に、当該子どもよりも年長の者で、かつ、小学校に就学していること、教育・保育施設に入所していること、地域型保育事業を利用していることその他の別に定める要件に該当する者(以下この項において「特定年長者」という。)がいるときは、当該子どもに係る保育料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定年長者の数が1人の場合 別表第6に定める額の5割に相当する額

(2) 特定年長者の数が2人以上の場合 無料

4 子ども園に在園している子どもと生計を一にする世帯が、ひとり親世帯等に該当する場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「の数が1人の」とあるのは「がない」と、同項第2号中「の数が2人以上の」とあるのは「がいる」とする。

(平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第17条繰下・一部改正、平27条例22・平28条例15・一部改正)

(延長保育料)

第19条 延長保育の実施に係る保育料は、別表第7に定める額とする。

(平20条例59・一部改正、平22条例65・旧第18条繰下・一部改正、平23条例41・一部改正)

(預かり保育料)

第20条 預かり保育の実施に係る保育料は、別表第4に定める額とする。

(平20条例59・平21条例60・一部改正、平22条例65・旧第19条繰下・一部改正、平23条例41・一部改正)

(給食費)

第21条 第14条ただし書の規定による給食の提供に係る給食費は、別表第8に定める額とする。

(平22条例65・旧第20条繰下・一部改正)

(一時保育料)

第22条 一時保育の実施に係る保育料は、別表第9に定める額とする。ただし、子ども園に入園している子ども及びその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)(以下「扶養義務者等」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯(以下「生活保護世帯等」という。)に属する場合は、無料とする。

(平22条例65・追加、平23条例41・平24条例60・平26条例20・一部改正)

(定期利用保育料)

第22条の2 定期利用保育の実施に係る保育料は、月額6万1,600円を上限として別に定める額とする。ただし、扶養義務者等が生活保護世帯等に属する場合は、無料とする。

(平24条例60・追加)

(入園料等の納付義務)

第23条 入園料、第17条の2から前条まで(第21条を除く。)に規定する保育料及び給食費は、それぞれ指定された納期限までに納付しなければならない。

(平22条例65・旧第21条繰下・一部改正、平27条例22・一部改正)

(給食費等に相当する額の納付義務)

第24条 第13条第3項の規定による給食若しくはおやつを提供を伴う預かり保育の実施又は第14条ただし書の規定による給食の提供の承諾を受けた場合において、当該子どもが当該給食又はおやつを提供を受けなかったときであっても、当該給食費の額に相当する額又は当該おやつ代の額に相当する額は、それぞれ指定された納期限までに納付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(平22条例65・旧第22条繰下・一部改正、平27条例22・一部改正)

(入園料等の減額)

第25条 入園料及び第17条の2から第22条の2まで(第21条を除く。)に規定する保育料は、別に定めるところにより、その一部又は全部を減額することができる。

(平22条例65・旧第23条繰下・一部改正、平27条例22・一部改正)

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平19条例59・一部改正、平22条例65・旧第27条繰上)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第9条第1項の保育の実施の申込み及び承諾、同条第2項の入園の申請及び承認、第10条第4項の保育の実施の申請及び承認、第13条第3項の延長保育の実施の申請及び承認、第14条第3項の預かり保育の実施の申請及び承認、第15条ただし書の給食の提供の申請及び承認並びに第23条の規定による入園料及び保育料の減免に係る手続は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

第3条 別に定める時期に、新宿区立四谷第三幼稚園及び新宿区立四谷第四幼稚園の4歳児クラスの子どもの保護者が、当該子どもについて新宿区立四谷子ども園への入園を希望する意思表示をし、かつ、当該子どもが施行日の前日まで引き続き新宿区立四谷第三幼稚園及び新宿区立四谷第四幼稚園に入園している場合は、当該子どもは、新宿区立四谷子ども園に入園したものとみなす。

2 施行日の前日において新宿区立三栄町保育園に入所している子どもの保護者が当該子どもについて新宿区立四谷子ども園への入園を希望した場合は、当該子どもは新宿区立四谷子ども園に入園したものとみなす。

第4条 前条第1項の規定により新宿区立四谷子ども園に入園したものとみなされた子どもについて施行日から短時間保育の実施を行う場合の保育料は、その後第10条第4項の規定により短時間保育以外の保育の実施について承認されるまで又は新宿区立四谷子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、別表第2の規定にかかわらず、6,000円とする。ただし、扶養義務者等が、生活保護世帯、前年度分の市町村民税若しくは特別区民税(以下「区市町村民税」という。)が非課税の世帯又は前年度分の区市町村民税の均等割のみが課税の世帯に属する場合は、無料とする。

(平23条例41・一部改正)

第5条 附則第3条第2項の規定により新宿区立四谷子ども園の2歳児クラス又は3歳児クラ

スに入園したものとみなされた子どもが4歳児クラスに進級し、その日から長時間保育(Ⅱ型)を行う場合の保育料は、その後第10条第4項の規定により長時間保育(Ⅱ型)以外の教育保育の実施について承認されるまで、第12条第3項の規定により長時間保育(Ⅱ型)の承認が取り消されるまで又は新宿区立四谷子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、別表第2の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

2 附則第3条第2項の規定により新宿区立四谷子ども園の4歳児クラス又は5歳児クラスに入園したものとみなされた子どもについて施行日から長時間保育(Ⅱ型)の実施を行う場合の保育料は、その後第10条第4項の規定により長時間保育(Ⅱ型)以外の保育の実施について承認されるまで、第12条第3項の規定により長時間保育(Ⅱ型)の実施の承認が取り消されるまで又は新宿区立四谷子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、別表第2の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

3 附則第3条第2項の規定により新宿区立四谷子ども園の5歳児クラスに入園したものとみなされた子どもについて施行日から短時間保育の実施を行う場合の保育料は、その後第10条第4項の規定により短時間保育以外の保育の実施について承認されるまで又は新宿区立四谷子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、別表第2の規定にかかわらず、6,000円とする。ただし、扶養義務者等が、生活保護世帯、前年度分の区市町村民税が非課税の世帯又は前年度分の区市町村民税の均等割のみが課税の世帯に属する場合は、無料とする。

(平21条例60・一部改正)

第6条 前2条の規定の適用がある場合における第17条第2項の規定の適用については、同項中「属する世帯」とあるのは「属する世帯(附則第4条又は第5条第3項の規定の適用がある場合は附則第4条ただし書又は第5条第3項ただし書に規定する世帯を、附則第5条第1項又は第2項の規定の適用がある場合は附則別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を含む。)」と、「別表第2又は徴収条例別表第1若しくは別表第2に定める保育料」とあるのは「別表第2又は徴収条例別表第1若しくは別表第2に定める保育料(附則第4条又は第5条の規定の適用がある場合は、それぞれ附則第4条又は第5条に定める保育料)」と、「別表第2に定める額」とあるのは「別表第2に定める額(附則第4条又は第5条の規定の適用がある場合は、それぞれ附則第4条又は第5条に定める額)」とする。

(保育料に係る特例措置)

第7条 平成27年3月31日において新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例(平成27年新宿区条例第22号。以下「平成27年改正条例」という。)による改正前の第7条第1項に規

定する保育・教育の実施を受けていた子どもであって、同年4月1日において1歳児又は2歳児に該当するものに係る第18条第1項及び第2項第1号の規定の適用については、当該子どもが3歳児となる日(当該日前に保育・教育を受けなくなった場合にあっては、当該保育・教育を受けなくなった日)の前日までの間、これらの規定中「別表第6に定める額」とあるのは、「別表第6に定める額と附則別表第2に定める額のいずれか低い額」とする。

2 平成27年改正条例の施行の際現に次に掲げる規定の適用がある保育料については、当該規定の適用を停止する。

- (1) 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例(平成22年新宿区条例第65号)附則第7条において読み替えて準用する同条例附則第5条第1項
- (2) 新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例(平成23年新宿区条例第41号)附則第5条第1項
- (3) 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例(平成24年新宿区条例第60号)附則第5条第1項
(平27条例22・追加)

附則別表第1

(平19条例32・平20条例59・平21条例60・一部改正、平27条例22・旧附則別表)

保育料

各月の初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層の区分	定義	4歳児クラス及び5歳児クラス 長時間保育(Ⅱ型) 給食費を含む。
	A 生活保護世帯等	0円
	B A階層及びD1階層から C1 D21階層までを除き、前年度分の区市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	区市町村民税が非課税の世帯 区市町村民税の均等割のみが課税の世帯 所得割課税額が5,000円未満である世帯 所得割課税額が5,000円以上である世帯
D1	A階層を除き、前年分(1	3,000円未満である世帯 5,600円

D2	月から3月までの月分の	3,000円以上16,801円未満である世帯	7,200円
D3	保育料の徴収については、前々年分とする。)の	16,801円以上30,000円未満である世帯	9,200円
D4	所得税課税世帯であってその所得税課税額の額の	30,000円以上60,000円未満である世帯	10,800円
D5	区分が次の区分に該当する世帯	60,000円以上90,000円未満である世帯	12,600円
D6		90,000円以上120,000円未満である世帯	14,200円
D7		120,000円以上150,000円未満である世帯	15,700円
D8		150,000円以上180,000円未満である世帯	16,900円
D9		180,000円以上210,000円未満である世帯	18,000円
D10		210,000円以上240,000円未満である世帯	
D11		240,000円以上270,000円未満である世帯	
D12		270,000円以上300,000円未満である世帯	
D13		300,000円以上330,000円未満である世帯	
D14		330,000円以上360,000円未満である世帯	
D15		360,000円以上390,000円未満である世帯	
D16		390,000円以上420,000円未満である世帯	
D17		420,000円以上450,000円未満である	

		世帯
D18		450,000円以上600,000円未満である世帯
D19		600,000円以上750,000円未満である世帯
D20		750,000円以上900,000円未満である世帯
D21		900,000円以上である世帯

備考

- 1 この表において「所得割課税額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する所得によって課する市町村民税の額をいう。ただし、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しない。
- 2 この表において「所得税課税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって課する所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しない。
 - (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係る部分に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係る部分に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

附則別表第2(附則第7条関係)

(平27条例22・追加)

各月初日に在園する子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層の区分	定義	保育標準時間認定子ども	保育短時間認定子ども
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層及びD1階層からD25階層までを除く区市町村民税が非課税の世帯	0円	0円

C1	き、今年度分(4月から8月までの月分の保育料の徴収については、前年度分とする。)の	区市町村民税の均等割のみが課税の世帯	1,900円	1,800円
C2	区市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400円	2,300円
C3	区市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額が5,000円以上である世帯	3,100円	3,000円
D1	A階層を除き、前年分(4月から8月まで及び	1円以上3,000円未満である世帯	6,700円	6,500円
D2	1月から3月までの月分の保育料の徴収に	3,000円以上16,801円未満である世帯	8,300円	8,100円
D3	ついては、前々年分とする。)の所得税課税	16,801円以上30,000円未満である世帯	9,400円	9,200円
D4	額の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000円以上60,000円未満である世帯	15,400円	15,100円
D5		60,000円以上90,000円未満である世帯	19,100円	18,700円
D6		90,000円以上120,000円未満である世帯	21,500円	21,100円
D7		120,000円以上150,000円未満である世帯	23,600円	23,100円
D8		150,000円以上180,000円未満である世帯	25,500円	25,000円
D9		180,000円以上210,000円未満である世帯	27,500円	27,000円
D10		210,000円以上240,000円未満である世帯	29,200円	28,700円
D11		240,000円以上270,000円未満である世帯	31,000円	30,400円
D12		270,000円以上300,000円未満である世帯	32,500円	31,900円

D13	300,000円以上330,000円未満である世帯	34,200円	33,600円
D14	330,000円以上360,000円未満である世帯	35,700円	35,000円
D15	360,000円以上390,000円未満である世帯	37,200円	36,500円
D16	390,000円以上420,000円未満である世帯	38,500円	37,800円
D17	420,000円以上450,000円未満である世帯	40,000円	39,300円
D18	450,000円以上600,000円未満である世帯	43,400円	42,600円
D19	600,000円以上750,000円未満である世帯	48,900円	48,000円
D20	750,000円以上900,000円未満である世帯	53,700円	52,700円
D21	900,000円以上 1,200,000円未満である世帯	57,500円	56,500円
D22	1,200,000円以上 1,800,000円未満である世帯	61,800円	60,700円
D23	1,800,000円以上 2,400,000円未満である世帯	66,100円	64,900円
D24	2,400,000円以上 3,000,000円未満である世帯	70,400円	69,200円
D25	3,000,000円以上である世帯	74,700円	73,400円

備考

- 1 この表において「保育標準時間認定子ども」とは、保育の利用について子ども・子育て支援法に規定する保育必要量を別に定める時間とする認定を受けている子どもをいう。
- 2 この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育の利用について子ども・子育て支援法に規定する保育必要量を別に定める時間とする認定を受けている子どもをいう。
- 3 この表において「均等割」とは、地方税法に規定する均等の額によって課する区市町村民税をいう。
- 4 この表において「所得割課税額」とは、地方税法に規定する所得によって課する区市町村民税の額をいう。ただし、当該区市町村民税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。
- 5 この表において「所得税課税額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって課する所得税の額をいう。ただし、当該所得税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。

附 則(平成19年3月23日条例第32号)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成19年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新宿区立子ども園条例の規定は、平成19年4月1日以後に行われた児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第77条の規定による保育(以下「保育」と総称する。)について適用し、同日前に行われた保育については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の新宿区立子ども園条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた保育について適用し、同日前に行われた保育については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月17日条例第59号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

ただし、第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月10日条例第59号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号及び第2号、附則別表備考1ただし書並びに別表第2備考1ただし書の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の新宿区立子ども園条例の規定(保育料及び延長保育の実施に係る保育料(月額の場合に限る。)に係る部分に限る。)は、平成20年11月1日以後に行われる児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条の規定による保育(以下「保育」と総称する。)について適用し、同日前に行われた保育については、なお従前の例による。

附 則(平成21年10月16日条例第60号)抄

改正 平成22年12月8日条例第65号

平成23年12月9日条例第41号

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中新宿区立子ども園条例第8条第3項の改正規定(「区域内」の次に「(以下「区内」という。)」を加える部分に限る。)、同条例第17条第2項の改正規定(「新宿区が児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施を行う」を「児童福祉法第24条第1項の規定により新宿区が新宿区保育の実施に関する条例(昭和62年新宿区条例第8号)に基づき保育を実施する」に改め、「において、少なくとも当該これらの子どものうちの1人以上が子ども園に入園している場合」を削る部分を除く。)並びに同条例第24条第1号、第25条及び第26条第2項の改正規定並びに附則第4条の規定は、公布の日から施行する。

第2条 第1条の規定(新宿区立子ども園条例第17条第2項の改正規定(「新宿区が児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施を行う」を「児童福祉法第24条第1項の規定により新宿区が新宿区保育の実施に関する条例(昭和62年新宿区条例第8号)に基づき保育を実施する」に改め、「において、少なくとも当該これらの子どものうちの1人以上が子ども園に入園している場合」を削る部分を除く。)並びに同条例第24条第1号及び第25条の改正規定に限る。)による改正後の新宿区立子ども園条例第17条第2項、第24条第1号及び第25条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

第3条 前条の規定にかかわらず、第1条の規定による改正後の新宿区立子ども園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による新宿区立あいじつ子ども園(以下「あいじつ子ども園」という。)に係る改正後の条例第24条第1号及び第25条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して10月の範囲内において、新宿区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める日から適用する。

(新宿区立子ども園条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 あいじつ子ども園に係る改正後の条例第9条第1項の乳幼児保育の実施の申込み及び承諾、同条第2項の入園の申請及び承認、第10条第4項の教育保育の実施の申請及び承認、第13条第3項の延長保育の実施の申請及び承認、第15条ただし書の給食の提供の申請及び承認並びに第23条の規定による入園料及び保育料の減免に係る手続は、施行日前においても行うことができる。

第5条 別に定める時期に、新宿区立愛日幼稚園の4歳児クラスの子どもの保護者(改正後の条例第8条第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。)が、当該子どもについてあいじつ子ども園への入園を希望する意思表示し、かつ、当該子どもが施行日の前日まで引き続き新宿区立愛日幼稚園に入園している場合は、当該子どもは、あいじつ子ども園に入園したものとみなす。

2 施行日の前日において新宿区立中町保育園に入所している子ども(5歳児クラスの子どもの除く。)の保護者が当該子どもについてあいじつ子ども園への入園を希望した場合は、当該子どもはあいじつ子ども園に入園したものとみなす。

第6条 前条第1項の規定によりあいじつ子ども園に入園したものとみなされた子どもについて施行日から短時間保育(改正後の条例第10条第2項第1号に掲げる短時間保育をいう。以下同じ。)を行う場合の保育料は、その後改正後の条例第10条第4項の規定により短時間保育以外の教育保育の実施について承認されるまで又はあいじつ子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、6,000円とする。ただし、扶養義務者等(改正後の条例第18条第2項に規定する扶養義務者等をいう。以下同じ。)が附則別表に定めるA階層、B階層又はC1階層に属する場合は、無料とする。

(平23条例41・一部改正)

第7条 附則第5条第2項の規定によりあいじつ子ども園の1歳児クラス、2歳児クラス又は3歳児クラスに入園したものとみなされた子どもが4歳児クラスに進級し、又は4歳児となった時から長時間保育(Ⅱ型)(改正後の条例第10条第2項第4号に掲げる長時間保育(Ⅱ型)をいう。以下同じ。)を行う場合の保育料は、その後改正後の条例第10条第4項の規定により長時間保育(Ⅱ型)以外の教育保育の実施について承認されるまで、改正後の条例第12条第3項の規定により長時間保育(Ⅱ型)の承認が取り消されるまで又はあいじつ子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

2 附則第5条第2項の規定によりあいじつ子ども園の4歳児クラス又は5歳児クラスに入園したものとみなされた子どもについて施行日から長時間保育(Ⅱ型)を行う場合の保育料

は、その後改正後の条例第10条第4項の規定により長時間保育(Ⅱ型)以外の教育保育の実施について承認されるまで、改正後の条例第12条第3項の規定により長時間保育(Ⅱ型)の承認が取り消されるまで又はあいじつ子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

- 3 附則第5条第2項の規定によりあいじつ子ども園の5歳児クラスに入園したものとみなされた子どもについて施行日から短時間保育を行う場合の保育料は、その後改正後の条例第10条第4項の規定により短時間保育以外の教育保育の実施について承認されるまで又はあいじつ子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、6,000円とする。ただし、扶養義務者等が附則別表に定めるA階層、B階層又はC1階層に属する場合は、無料とする。

(平22条例65・平23条例41・一部改正)

第8条 前2条の規定の適用がある場合における改正後の条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「属する世帯」とあるのは「属する世帯(新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例(平成21年新宿区条例第60号。以下この項において「改正条例」という。))附則第6条又は第7条第3項の規定の適用がある場合は改正条例附則第6条ただし書又は第7条第3項ただし書に規定する世帯を、改正条例附則第7条第1項又は第2項の規定の適用がある場合は改正条例附則別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を含む。)」と、「別表第2又は徴収条例別表第1若しくは別表第2に定める保育料」とあるのは「別表第2又は徴収条例別表第1若しくは別表第2に定める保育料(改正条例附則第6条又は第7条の規定の適用がある場合は、それぞれ改正条例附則第6条又は第7条に定める保育料)」と、「別表第2に定める額」とあるのは「別表第2に定める額(改正条例附則第6条又は第7条の規定の適用がある場合は、それぞれ改正条例附則第6条又は第7条に定める額)」とする。

第9条 改正後の条例別表第2備考1ただし書並びに同表備考2第1号及び第2号の規定並びに附則別表備考1ただし書並びに同表備考2第1号及び第2号の規定は、施行日以後に行われる改正後の条例第3条第1号又は第2号に掲げる事業について適用し、施行日前に行われた第1条の規定による改正前の第3条第1号又は第2号に掲げる事業については、なお従前の例による。

附則別表

(平22条例65・平23条例41・一部改正)

保育料

各月の初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分	保育料(月額)
--------------------------	---------

階層 の区 分	定義		4歳児及び5歳児
			長時間保育(Ⅱ型)
A	生活保護世帯等(改正後の条例第18条第2項に規定する生活保護世帯等をいう。)		0円
B	A階層及びD1階層から	区市町村民税が非課税の世帯	
C1	D25階層までを除き、前年度分の区市町村民税	区市町村民税の均等割のみが課税の世帯	1,300円
C2	(改正後の条例第18条第2項に規定する区市町村民	所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,000円
C3	税をいう。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額が5,000円以上である世帯	2,600円
D1	A階層を除き、前年分(1	1円以上3,000円未満である世帯	5,600円
D2	月から3月までの月分の	3,000円以上16,801円未満である世帯	7,200円
D3	保育料の徴収については、前々年分とする。)の	16,801円以上30,000円未満である世帯	9,200円
D4	所得税課税額の額の区分が次の区分に該当する世	30,000円以上60,000円未満である世帯	10,800円
D5	帯	60,000円以上90,000円未満である世帯	12,600円
D6		90,000円以上120,000円未満である世帯	14,200円
D7		120,000円以上150,000円未満である世帯	15,700円
D8		150,000円以上180,000円未満である世帯	16,900円
D9		180,000円以上210,000円未満である世帯	18,000円
D10		210,000円以上240,000円未満である世帯	

D11	240,000円以上270,000円未満である世帯	
D12	270,000円以上300,000円未満である世帯	
D13	300,000円以上330,000円未満である世帯	
D14	330,000円以上360,000円未満である世帯	
D15	360,000円以上390,000円未満である世帯	
D16	390,000円以上420,000円未満である世帯	
D17	420,000円以上450,000円未満である世帯	
D18	450,000円以上600,000円未満である世帯	
D19	600,000円以上750,000円未満である世帯	
D20	750,000円以上900,000円未満である世帯	
D21	900,000円以上1,200,000円未満である世帯	
D22	1,200,000円以上1,800,000円未満である世帯	19,300円
D23	1,800,000円以上2,400,000円未満である世帯	20,700円
D24	2,400,000円以上3,000,000円未満である世帯	22,000円
D25	3,000,000円以上である世帯	23,400円

備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 2 この表において「所得割課税額」とは、地方税法に規定する所得によって課する市町村民税の額をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。
- 3 この表において「所得税課税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって課する所得税の額をいう。ただし、当該所得税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。

附 則(平成22年12月8日条例第65号)

改正 平成23年12月9日条例第41号

(施行期日)

第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 新宿区立西新宿子ども園(以下「西新宿子ども園」という。)及び新宿区立柏木子ども園(以下「柏木子ども園」という。)に係るこの条例による改正後の新宿区立子ども園条例(以下「改正後の条例」という。)第9条第1項の保育・教育の実施の申込み及び承諾、第12条第3項の延長保育の実施の申込み及び承諾、第13条第3項の預かり保育の実施の申込み及び承諾、第14条ただし書の給食の提供の申込み及び承諾並びに第25条の規定による入園料及び保育料の減免に係る手続は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

第3条 別に定める時期に、新宿区立西新宿幼稚園の3歳児クラス又は4歳児クラスの子どもの保護者(改正後の条例第8条第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。)が当該子どもについて西新宿子ども園への入園を希望する意思を表示し、かつ、当該子どもが施行日の前日まで引き続き新宿区立西新宿幼稚園に入園している場合は、当該子どもは、西新宿子ども園に入園したものとみなす。

2 施行日の前日において、新宿区立西新宿保育園に入所している子ども(5歳児クラスの子どもの除く。)の保護者が当該子どもについて西新宿子ども園への入園を希望した場合は

当該子どもは西新宿子ども園に、新宿区立北新宿第一保育園に入所している子ども(5歳児クラスの子どもを除く。)の保護者が当該子どもについて柏木子ども園への入園を希望した場合は当該子どもは柏木子ども園に、それぞれ入園したものとみなす。

第4条 前条第1項の規定により西新宿子ども園に入園したものとみなされた子どもについて施行日から短時間保育(改正後の条例第7条第1項第1号に掲げる短時間保育をいう。以下同じ。)を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第9条第1項の規定により短時間保育以外の保育・教育の実施の承諾を受けるまで又は西新宿子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、6,000円とする。ただし、扶養義務者等(改正後の条例第19条第2項に規定する扶養義務者等をいう。以下同じ。)が附則別表に定めるA階層、B階層又はC1階層に属する場合は、無料とする。

(平23条例41・一部改正)

第5条 附則第3条第2項の規定により西新宿子ども園に入園したものとみなされた2歳児又は3歳児について施行日から長時間保育(Ⅱ型)(改正後の条例第7条第1項第4号に掲げる長時間保育(Ⅱ型)をいう。以下同じ。)を行っている場合であって、当該子どもが4歳児となった時に引き続き長時間保育(Ⅱ型)を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第9条第1項の規定により長時間保育(Ⅱ型)以外の保育・教育の実施の承諾を受けるまで、改正後の条例第11条の規定により保育・教育の実施を解除されるまで又は西新宿子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

2 附則第3条第2項の規定により西新宿子ども園に入園したものとみなされた4歳児又は5歳児について施行日から長時間保育(Ⅱ型)を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第9条第1項の規定により長時間保育(Ⅱ型)以外の保育・教育の実施の承諾を受けるまで、改正後の条例第11条の規定により保育・教育の実施を解除されるまで又は西新宿子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

3 附則第3条第2項の規定により西新宿子ども園に入園したものとみなされた4歳児又は5歳児について施行日から短時間保育を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第9条第1項の規定により短時間保育以外の保育・教育の実施の承諾を受けるまで又は西新宿子ども園を退園し、若しくは卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、6,000円とする。ただし、扶養義務者等が附則別表に定めるA階層、B階層又はC1階層に属する場合は、無料とする。

(平23条例41・一部改正)

第6条 前2条の規定の適用がある場合における改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「属する世帯」とあるのは「属する世帯(新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例(平成22年新宿区条例第65号。以下この項において「改正条例」という。))附則第4条又は第5条第3項の規定の適用がある場合は改正条例附則第4条ただし書又は第5条第3項ただし書に規定する世帯を、改正条例附則第5条第1項又は第2項の規定の適用がある場合は改正条例附則別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を含む。)」と、「別表第5又は徴収条例別表第1若しくは別表第2に定める保育料」とあるのは「別表第5又は徴収条例別表第1若しくは別表第2に定める保育料(改正条例附則第4条又は第5条の規定の適用がある場合は、それぞれ改正条例附則第4条又は第5条に定める保育料)」と、「別表第5に定める額」とあるのは「別表第5に定める額(改正条例附則第4条又は第5条の規定の適用がある場合は、それぞれ改正条例附則第4条又は第5条に定める額)」とする。

第7条 前2条の規定は、附則第3条第2項の規定により柏木子ども園に入園したものとみなされた子どもに係る保育料について準用する。この場合において、附則第5条中「西新宿子ども園」とあるのは「柏木子ども園」と、同条第1項中「2歳児又は3歳児について施行日から長時間保育(Ⅱ型)(改正後の条例第7条第1項第4号に掲げる長時間保育(Ⅱ型)をいう。以下同じ。)を行っている場合であって、当該子どもが4歳児となった時に引き続き長時間保育(Ⅱ型)」とあるのは「1歳児、2歳児又は3歳児が4歳児となった時に長時間保育(Ⅱ型)(改正後の条例第7条第1項第4号に掲げる長時間保育(Ⅱ型)をいう。以下同じ。)」と、同条第3項中「4歳児又は5歳児」とあるのは「5歳児」と、前条中「附則第4条又は第5条第3項」とあるのは「附則第7条において準用する附則第5条第3項」と、「附則第4条ただし書又は第5条第3項ただし書」とあるのは「附則第7条において準用する附則第5条第3項ただし書」と、「附則第5条第1項又は第2項」とあるのは「附則第7条において準用する附則第5条第1項又は第2項」と、「附則第4条又は第5条の」とあるのは「附則第7条において準用する附則第5条の」と、「附則第4条又は第5条に」とあるのは「附則第7条において準用する附則第5条に」と読み替えるものとする。

第8条 この条例の施行の際現に新宿区立四谷子ども園又は新宿区立あいじつ子ども園に係るこの条例による改正前の新宿区立子ども園条例第9条第1項の規定により受けた承諾又は同条例第9条第2項、第13条第3項、第14条第3項、第15条ただし書若しくは第25条第3項の規定により受けた承認は、それぞれ改正後の条例の相当規定により受けた承諾とみなす。

(新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例(平成21年新宿区条例第60号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附則別表

(平23条例41・一部改正)

保育料

各月の初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層の区分	定義	4歳児及び5歳児
		長時間保育(Ⅱ型)
A	生活保護世帯等(改正後の条例第19条第2項に規定する生活保護世帯等をいう。)	0円
B	A階層及びD1階層から	1,300円
C1	D25階層までを除き、前年度分の区市町村民税の均等割のみが課税の世帯	
C2	(改正後の条例第19条第2項に規定する区市町村民税をいう。以下同じ。)	2,000円
C3	所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,600円
D1	A階層を除き、前年分(1月分から3月までの月分の保育料の徴収については、前々年分とする。)	5,600円
D2	所得割課税額が5,000円以上である世帯	7,200円
D3	1円以上3,000円未満である世帯	9,200円
D4	3,000円以上16,801円未満である世帯	10,800円
D5	16,801円以上30,000円未満である世帯	12,600円
D6	30,000円以上60,000円未満である世帯	14,200円
D7	60,000円以上90,000円未満である世帯	15,700円
D8	90,000円以上120,000円未満である世帯	16,900円
	120,000円以上150,000円未満である世帯	
	150,000円以上180,000円未満である世帯	

	帯	
D9	180,000円以上210,000円未満である世帯	18,000円
D10	210,000円以上240,000円未満である世帯	
D11	240,000円以上270,000円未満である世帯	
D12	270,000円以上300,000円未満である世帯	
D13	300,000円以上330,000円未満である世帯	
D14	330,000円以上360,000円未満である世帯	
D15	360,000円以上390,000円未満である世帯	
D16	390,000円以上420,000円未満である世帯	
D17	420,000円以上450,000円未満である世帯	
D18	450,000円以上600,000円未満である世帯	
D19	600,000円以上750,000円未満である世帯	
D20	750,000円以上900,000円未満である世帯	
D21	900,000円以上1,200,000円未満である世帯	
D22	1,200,000円以上1,800,000円未満である世帯	19,300円
D23	1,800,000円以上2,400,000円未満である世帯	20,700円

		る世帯	
D24		2,400,000円以上3,000,000円未満であ る世帯	22,000円
D25		3,000,000円以上である世帯	23,400円

備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 2 この表において「所得割課税額」とは、地方税法に規定する所得によって課する市町村民税の額をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。
- 3 この表において「所得税課税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって課する所得税の額をいう。ただし、当該所得税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。

附 則(平成23年12月9日条例第41号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中新宿区立子ども園条例第19条第2項を削る改正規定、同条例第20条第2項を削る改正規定、同条例第22条ただし書の改正規定、同条例附則第4条ただし書の改正規定、同条例別表第4土曜日の項の改正規定及び同条例別表第7の改正規定、第2条中新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例附則第6条ただし書の改正規定、同条例附則第7条第3項ただし書の改正規定及び同条例附則別表の改正規定(「生活保護世帯等」の次に「(改正後の条例第18条第2項に規定する生活保護世帯等をいう。)」を加える部分及び「の区市町村民税」の次に「(改正後の条例第18条第2項に規定する区市町村民税をいう。以下同じ。)」を加える部分に限る。)並びに第3条中新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例附則第4条ただし書の改正規定、同条例附則第5条第3項ただし書の改正規定及び同条例附則別表の改正規定(「生活保護世帯等」の次に「(改正後の条例第19条第2項に規定する生活保護世帯等をいう。)」を加える部分及び「の区市町村民税」の次に「(改正後の条例第19条第2項に規定する区市町村民税をいう。以下同じ。)」を

加える部分に限る。)並びに次条の規定 公布の日

(2) 第1条中新宿区立子ども園条例別表第1新宿区立柏木子ども園の項の改正規定 平成24年1月1日

(3) 第1条中新宿区立子ども園条例別表第5備考2ただし書の改正規定、第2条中新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例附則別表備考2ただし書の改正規定及び第3条中新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例附則別表備考2ただし書の改正規定並びに附則第8条、第10条及び第12条の規定 平成25年4月1日

(準備行為)

第2条 新宿区立おちごなかい子ども園(以下「おちごなかい子ども園」という。)に係る第1条の規定による改正後の新宿区立子ども園条例(以下「改正後の条例」という。)第9条第1項の保育・教育の実施の申込み及び承諾、第11条の規定による保育・教育の実施の承諾の取消し、第12条第3項の延長保育の実施の申込み及び承諾、第13条第3項の預かり保育の実施の申込み及び承諾、第14条ただし書の給食の提供の申込み及び承諾並びに第25条の規定による入園料及び保育料の減免に係る手続は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(新宿区立子ども園条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 別に定める時期に、新宿区立落合第五幼稚園に入園している子ども(5歳児を除く。)の保護者(改正後の条例第8条第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。)が当該子どもについておちごなかい子ども園への入園を希望する意思を表示し、かつ、当該子どもが施行日の前日まで引き続き新宿区立落合第五幼稚園に入園している場合は、当該子どもは、おちごなかい子ども園に入園したものとみなす。

2 施行日の前日において、新宿区立中井保育園に入所している子ども(5歳児を除く。)の保護者が当該子どもについておちごなかい子ども園への入園を希望した場合は、当該子どもは、おちごなかい子ども園に入園したものとみなす。

第4条 前条第1項の規定によりおちごなかい子ども園に入園したものとみなされた子どもについて施行日から短時間保育(改正後の条例第7条第1項第1号に掲げる短時間保育をいう。以下同じ。)を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第11条の規定により当該短時間保育に係る保育・教育の実施が解除されるまで又はおちごなかい子ども園を卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、6,000円とする。ただし、扶養義務者等(改正後の条例第22条ただし書に規定する扶養義務者等をいう。以下同じ。)が附則別表に定めるA階層、B階層又はC1階層に属する場合は、無料とする。

第5条 附則第3条第2項の規定によりおちごなかい子ども園に入園したものとみなされた2歳児又は3歳児が4歳児となった時に長時間保育(Ⅱ型)(改正後の条例第7条第1項第4号に掲げる長時間保育(Ⅱ型)をいう。以下同じ。)を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第11条の規定により当該長時間保育(Ⅱ型)に係る保育・教育の実施が解除されるまで又はおちごなかい子ども園を卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

2 附則第3条第2項の規定によりおちごなかい子ども園に入園したものとみなされた4歳児又は5歳児について施行日から長時間保育(Ⅱ型)を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第11条の規定により当該長時間保育(Ⅱ型)に係る保育・教育の実施が解除されるまで又はおちごなかい子ども園を卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

3 附則第3条第2項の規定によりおちごなかい子ども園に入園したものとみなされた4歳児又は5歳児について施行日から短時間保育を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第11条の規定により当該短時間保育に係る保育・教育の実施が解除されるまで又はおちごなかい子ども園を卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、6,000円とする。ただし、扶養義務者等が附則別表に定めるA階層、B階層又はC1階層に属する場合は、無料とする。

第6条 前2条の規定の適用がある場合における改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「属する世帯」とあるのは「属する世帯(新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例(平成23年新宿区条例第41号。以下この項において「改正条例」という。))附則第4条又は第5条第3項の規定の適用がある場合は改正条例附則第4条ただし書又は第5条第3項ただし書に規定する世帯を、改正条例附則第5条第1項又は第2項の規定の適用がある場合は改正条例附則別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を含む。)」と、「別表第5又は徴収条例別表第1若しくは別表第2に定める保育料」とあるのは「別表第5又は徴収条例別表第1若しくは別表第2に定める保育料(改正条例附則第4条又は第5条の規定の適用がある場合は、それぞれ改正条例附則第4条又は第5条に定める保育料)」と、「別表第5に定める額」とあるのは「別表第5に定める額(改正条例附則第4条又は第5条の規定の適用がある場合は、それぞれ改正条例附則第4条又は第5条に定める額)」とする。

第7条 改正後の条例別表第5(同表備考2ただし書を除く。)の規定は、施行日以後に行われる新宿区立子ども園条例第7条第1項に規定する保育・教育の実施(以下「保育・教育の実施」という。))について適用し、施行日前に行われた保育・教育の実施については、なお

従前の例による。

第8条 改正後の条例別表第5備考2ただし書の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる保育・教育の実施について適用し、同日前に行われた保育・教育の実施については、なお従前の例による。

(新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 第2条(同条中新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例附則別表の改正規定(「生活保護世帯等」の次に「(改正後の条例第18条第2項に規定する生活保護世帯等をいう。)」を加える部分及び「の区市町村民税」の次に「(改正後の条例第18条第2項に規定する区市町村民税をいう。以下同じ。)」を加える部分並びに同表備考2ただし書の改正規定を除く。)に限る。)の規定による改正後の新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例附則別表の規定は、施行日以後に行われる保育・教育の実施について適用し、施行日前に行われた保育・教育の実施については、なお従前の例による。

第10条 第2条の規定による改正後の新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例附則別表備考2ただし書の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる保育・教育の実施について適用し、同日前に行われた保育・教育の実施については、なお従前の例による。

(新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 第3条(同条中新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例附則別表の改正規定(「生活保護世帯等」の次に「(改正後の条例第19条第2項に規定する生活保護世帯等をいう。)」を加える部分及び「の区市町村民税」の次に「(改正後の条例第19条第2項に規定する区市町村民税をいう。以下同じ。)」を加える部分並びに同表備考2ただし書の改正規定を除く。)に限る。)の規定による改正後の新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例附則別表の規定は、施行日以後に行われる保育・教育の実施について適用し、施行日前に行われた保育・教育の実施については、なお従前の例による。

第12条 第3条の規定による改正後の新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例附則別表備考2ただし書の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる保育・教育の実施について適用し、同日前に行われた保育・教育の実施については、なお従前の例による。

(新宿区立保育所条例の一部改正)

第13条 新宿区立保育所条例(昭和36年新宿区条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(新宿区立幼稚園条例の一部改正)

第14条 新宿区立幼稚園条例(平成18年新宿区条例第59号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附則別表

保育料

各月の初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層の 区分	定義	4歳児及び5歳児
		長時間保育(Ⅱ型)
A	生活保護世帯等(改正後の条例第22条ただし書に規定する生活保護世帯等をいう。)	0円
B	A階層及びD1階層から	区市町村民税が非課税の世帯
C1	D25階層までを除き、前年度分の区市町村民税	区市町村民税の均等割のみが課税の世帯
C2	(改正後の条例附則第4条ただし書に規定する	所得割課税額が5,000円未満である世帯
C3	区市町村民税をいう。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額が5,000円以上である世帯
D1	A階層を除き、前年分(1	1円以上3,000円未満である世帯
D2	月から3月までの月分の保育料の徴収について	3,000円以上16,801円未満である世帯
D3	は、前々年分とする。)の所得税課税額の額の	16,801円以上30,000円未満である世帯
D4	区分が次の区分に該当する世帯	30,000円以上60,000円未満である世帯
D5		60,000円以上90,000円未満である世帯
D6		90,000円以上120,000円未満である世帯
D7		120,000円以上150,000円未満である世帯

D8	150,000円以上180,000円未満である世帯	16,900円
D9	180,000円以上210,000円未満である世帯	18,000円
D10	210,000円以上240,000円未満である世帯	
D11	240,000円以上270,000円未満である世帯	
D12	270,000円以上300,000円未満である世帯	
D13	300,000円以上330,000円未満である世帯	
D14	330,000円以上360,000円未満である世帯	
D15	360,000円以上390,000円未満である世帯	
D16	390,000円以上420,000円未満である世帯	
D17	420,000円以上450,000円未満である世帯	
D18	450,000円以上600,000円未満である世帯	
D19	600,000円以上750,000円未満である世帯	
D20	750,000円以上900,000円未満である世帯	
D21	900,000円以上1,200,000円未満である世帯	
D22	1,200,000円以上1,800,000円未満である世帯	

D23	1,800,000円以上2,400,000円未満である世帯	20,700円
D24	2,400,000円以上3,000,000円未満である世帯	22,000円
D25	3,000,000円以上である世帯	23,400円

備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 2 この表において「所得割課税額」とは、地方税法に規定する所得によって課する市町村民税の額をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 施行日から平成25年3月31日まで 別に定める規定は、適用しない。
 - (2) 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以降 別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。
- 3 この表において「所得税課税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって課する所得税の額をいう。ただし、当該所得税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。

附 則(平成24年3月22日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月15日条例第60号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 新宿区立大木戸子ども園、新宿区立しなのまち子ども園、新宿区立戸山第一子ども園、新宿区立西落合子ども園及び新宿区立北新宿子ども園に係るこの条例による改正後の新宿区立子ども園条例(以下「改正後の条例」という。)第9条第1項の保育・教育の実施の申込み及び承諾、第11条の規定による保育・教育の実施の承諾の取消し、第12条第3項の延長保育の実施の申込み及び承諾、第13条第3項の預かり保育の実施の申込み及び承諾、

第14条ただし書の給食の提供の申込み及び承諾並びに第25条の規定による入園料及び保育料の減免に係る手続は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

第3条 改正後の条例第16条の2第3項の定期利用保育の実施の申込み及び承諾は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

第4条 施行日の前日において次の各号に掲げる新宿区立保育所に入所している子ども(5歳児を除く。)の保護者(改正後の条例第8条第1項に規定する保護者をいう。)が当該子どもについてそれぞれ当該各号に定める新宿区立子ども園への入園を希望した場合は、当該子どもは、当該新宿区立子ども園に入園したものとみなす。

- (1) 新宿区立四谷保育園 新宿区立大木戸子ども園
- (2) 新宿区立信濃町保育園 新宿区立しなのまち子ども園
- (3) 新宿区立戸山第一保育園 新宿区立戸山第一子ども園
- (4) 新宿区立西落合保育園 新宿区立西落合子ども園
- (5) 新宿区立北新宿第二保育園 新宿区立北新宿子ども園

第5条 前条の規定により同条各号に定める新宿区立子ども園に入園したものとみなされた1歳児、2歳児又は3歳児が4歳児となった時に長時間保育(Ⅱ型)(改正後の条例第7条第1項第4号に掲げる長時間保育(Ⅱ型)をいう。以下同じ。)を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第11条の規定により当該長時間保育(Ⅱ型)に係る保育・教育の実施が解除されるまで又は当該新宿区立子ども園を卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

2 前条の規定により同条各号に定める新宿区立子ども園に入園したものとみなされた4歳児又は5歳児について施行日から長時間保育(Ⅱ型)を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第11条の規定により当該長時間保育(Ⅱ型)に係る保育・教育の実施が解除されるまで又は当該新宿区立子ども園を卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

3 前条の規定により同条各号に定める新宿区立子ども園に入園したものとみなされた4歳児又は5歳児について施行日から短時間保育(改正後の条例第7条第1項第1号に掲げる短時間保育をいう。)を行う場合の保育料は、その後、改正後の条例第11条の規定により当該短時間保育に係る保育・教育の実施が解除されるまで又は当該新宿区立子ども園を卒園するまでの間に限り、改正後の条例別表第5の規定にかかわらず、6,000円とする。ただ

し、扶養義務者等(改正後の条例第22条ただし書に規定する扶養義務者等をいう。)が附則別表に定めるA階層、B階層又はC1階層に属する場合は、無料とする。

第6条 前条の規定の適用がある場合における改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「属する世帯」とあるのは「属する世帯(新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例(平成24年新宿区条例第60号。以下この項において「改正条例」という。))附則第5条第1項又は第2項の規定の適用がある場合は改正条例附則別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を、同条第3項の規定の適用がある場合は同表に定めるA階層、B階層及びC1階層に属する世帯を含む。)」と、「定める保育料」とあるのは「定める保育料(改正条例附則第5条の規定の適用がある場合は、同条に定める保育料)」と、同項第1号中「定める額」とあるのは「定める額(改正条例附則第5条の規定の適用がある場合は、同条に定める額)」とする。

(新宿区立保育所条例の一部改正)

第7条 新宿区立保育所条例(昭和36年新宿区条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(新宿区保育所保育料徴収条例の一部改正)

第8条 新宿区保育所保育料徴収条例(平成11年新宿区条例第48号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表

保育料

各月の初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層の区分	定義	4歳児及び5歳児 長時間保育(Ⅱ型)
	A	生活保護世帯等(改正後の条例第22条ただし書に規定する生活保護世帯等をいう。)
B	A階層及びD1階層からD25	区市町村民税が非課税の世帯
C1	階層までを除き、前年度分の区市町村民税(改正後の)	区市町村民税の均等割のみが課税の世帯
C2	条例附則第4条ただし書に規定する区市町村民税をい	所得割課税額が5,000円未満である世帯

C3	う。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額が5,000円以上である世帯	2,600円
D1	A階層を除き、前年分(1月	1円以上3,000円未満である世帯	5,600円
D2	から3月までの月分の保育	3,000円以上16,801円未満である世帯	7,200円
D3	料の徴収については、前々	16,801円以上30,000円未満である世帯	9,200円
D4	額)の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000円以上60,000円未満である世帯	10,800円
D5		60,000円以上90,000円未満である世帯	12,600円
D6		90,000円以上120,000円未満である世帯	14,200円
D7		120,000円以上150,000円未満である世帯	15,700円
D8		150,000円以上180,000円未満である世帯	16,900円
D9		180,000円以上210,000円未満である世帯	18,000円
D10		210,000円以上240,000円未満である世帯	
D11		240,000円以上270,000円未満である世帯	
D12		270,000円以上300,000円未満である世帯	
D13		300,000円以上330,000円未満である世帯	
D14		330,000円以上360,000円未満である世帯	
D15		360,000円以上390,000円未満である世帯	

D16	390,000円以上420,000円未満である世帯	
D17	420,000円以上450,000円未満である世帯	
D18	450,000円以上600,000円未満である世帯	
D19	600,000円以上750,000円未満である世帯	
D20	750,000円以上900,000円未満である世帯	
D21	900,000円以上1,200,000円未満である世帯	
D22	1,200,000円以上1,800,000円未満である世帯	19,300円
D23	1,800,000円以上2,400,000円未満である世帯	20,700円
D24	2,400,000円以上3,000,000円未満である世帯	22,000円
D25	3,000,000円以上である世帯	23,400円

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法に規定する所得によって課する市町村民税の額をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。
- この表において「所得税課税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって課する所得税の額をいう。ただし、当該所得税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。

附 則(平成26年6月20日条例第20号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号に掲げる保育の種類に係るこの条例による改正前の新宿区立子ども園条例第9条第1項の承諾を受けていた子ども(この条例の施行の日の前日から引き続き在園する者に限る。)の保護者は、当該子どもについて、当該各号に定める承諾を受けているものとみなすことができる。

(1) 短時間保育 1号認定利用に係るこの条例による改正後の新宿区立子ども園条例(以下「改正後の条例」という。)第9条第1項の承諾

(2) 中時間保育 次に掲げる承諾

ア 1号認定利用に係る改正後の条例第9条第1項の承諾

イ 改正後の条例第13条第3項の承諾

(3) 長時間保育(I型)又は長時間保育(II型) 2号・3号認定利用に係る改正後の条例第9条第1項の承諾

附 則(平成27年10月14日条例第49号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平22条例65・全改、平23条例41・平24条例60・一部改正)

名称	位置
新宿区立四谷子ども園	東京都新宿区四谷二丁目6番地
新宿区立あいじつ子ども園	東京都新宿区北町17番地
新宿区立西新宿子ども園	東京都新宿区西新宿四丁目35番5号
新宿区立柏木子ども園	東京都新宿区北新宿二丁目3番7号及び東京都新宿区北新宿二丁目11番1号
新宿区立おちごなかい子ども園	東京都新宿区上落合三丁目1番6号及び東京都新宿区中井一丁目8番12号
新宿区立大木戸子ども園	東京都新宿区四谷四丁目17番地

新宿区立しなのまち子ども園	東京都新宿区信濃町20番地
新宿区立戸山第一子ども園	東京都新宿区戸山二丁目26番101号
新宿区立西落合子ども園	東京都新宿区西落合一丁目31番24号
新宿区立北新宿子ども園	東京都新宿区北新宿三丁目20番2号

別表第2(第5条、第7条関係)

(平27条例22・全改)

名称	開園時間	保育・教育の実施区分		
		0歳児、1歳児及び2歳児	3歳児	4歳児及び5歳児
新宿区立四谷子ども園	午前7時30分から午後8時30分まで	2号・3号認定利用	2号・3号認定利用	1号認定利用
新宿区立あいじつ子ども園	午前7時30分から午後7時30分まで			1号認定利用 2号・3号認定利用
新宿区立西新宿子ども園			2号・3号認定利用	
新宿区立柏木子ども園				
新宿区立おちごなかかい子ども園				
新宿区立大木戸子ども園				
新宿区立しなのまち子ども園				
新宿区立戸山第一子ども園				
新宿区立西落合子ども園				
新宿区立北新宿子ども園			午前7時15分から午後7時15分まで	

別表第3 削除

(平27条例49)

別表第4(第13条、第20条関係)

(平27条例22・全改)

預かり保育の実施基準及び保育料

実施日		実施時間	実施要件	保育料	
				月額	日額
月曜日	別に定める日	午後3時から午後4時30分まで		3,200円(おやつ代1,600円を含む。)	200円(おやつ代100円を含む。)
	を除く日				
から金曜日まで	別に定める日	午前9時から午後3時まで	保護者のいずれもが、別に定める要件に該当すること。		600円(給食費200円を含む。)
		午前9時から午後4時30分まで			700円(給食費200円、おやつ代100円を含む。)
土曜日		午前8時30分から午後5時までの範囲内の8時間以内	保護者のいずれもが、別に定める要件に該当すること。		600円(給食費200円、おやつ代100円を含む。)

別表第5(第17条の2関係)

(平28条例15・全改)

入園料及び保育料(1号認定利用)

入園する子ども又は各月初日に在園する子どもの属する世帯の階層区分		定義	入園料	保育料(月額)
階層の区分				
1	生活保護世帯等		0円	0円
2	1階層を除き、今年度分(4月分から8月までの間)に入園	区市町村民税が非課税の世帯	0円	0円

3	した場合の入園料及び4月から8月までの月分の保育料の徴収については、前年度分とする。)の区市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	区市町村民税の均等割のみが課税の世帯	0円	0円
4	した場合の入園料及び4月から8月までの月分の保育料の徴収については、前年度分とする。)の区市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額の額の区分が	1円以上 160,000円 未満である 世帯	1,500円 7,200円
5		次の区分に該当する世帯	160,000円 以上である 世帯	1,500円 7,200円

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法に規定する均等の額によって課する区市町村民税をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法に規定する所得によって課する区市町村民税の額をいう。ただし、当該区市町村民税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。
- 4階層及び5階層に属する世帯に係る8月分の保育料の額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。

別表第6(第18条関係)

(平27条例22・全改)

保育料(2号・3号認定利用)

各月初日に在園する子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)					
階層の区分	定義	0歳児、1歳児及び2歳児		3歳児		4歳児及び5歳児	
		保育標準時間 認定子ども	保育短時間 認定子ども	保育標準時間 認定子ども	保育短時間 認定子ども	保育標準時間 認定子ども	保育短時間 認定子ども
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円

B	A階層を除き、今年度分(4月から8月までの月分の保育料の徴収については、前年度分とする。)	区市町村民税が非課税の世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	年度分(4月から8月までの月分の保育料の徴収については、前年度分とする。)	区市町村民税の均等割のみが課税の世帯		1,900円	1,800円	1,300円	1,200円	1,300円	1,200円
C2	月までの月分の保育料の徴収については、前年度分とする。)	所得割課税額	1円以上5,000円未満である世帯	2,400円	2,300円	2,000円	1,900円	2,000円	1,900円
C3	収については、前年度分とする。)	の額の区分が	5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100円	3,000円	2,700円	2,600円	2,600円	2,500円
D1	する。)	次の区分に該当する世帯	50,000円以上53,000円未満である世帯	6,700円	6,500円	5,600円	5,500円	5,600円	5,500円
D2	の区分が次の区分に該当する世帯	当する世帯	53,000円以上70,000円未満である世帯	8,300円	8,100円	7,300円	7,100円	7,200円	7,000円
D3	る世帯		70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400円	9,200円	9,300円	9,100円	9,200円	9,000円
D4			86,000円以上123,000円未満である世帯	15,400円	15,100円	10,900円	10,700円	10,800円	10,600円
D5			123,000円以上160,000円未満である世帯	19,100円	18,700円	12,700円	12,400円	12,600円	12,300円
D6			160,000円以上185,000円未満である世帯	21,500円	21,100円	14,300円	14,000円	14,200円	13,900円
D7			185,000円以上	23,600円	23,100円	15,800円	15,500円	15,700円	15,400円

		上210,000円 未満である世 帯	円	円	円	円	円	円
D8		210,000円以 上220,000円 未満である世 帯	25,500 円	25,000 円	17,000 円	16,700 円	16,900 円	16,600 円
D9		220,000円以 上240,000円 未満である世 帯	27,500 円	27,000 円	18,200 円	17,800 円	17,100 円	16,800 円
D10		240,000円以 上260,000円 未満である世 帯	29,200 円	28,700 円	19,500 円	19,100 円	17,300 円	17,000 円
D11		260,000円以 上270,000円 未満である世 帯	31,000 円	30,400 円	20,700 円	20,300 円	17,500 円	17,200 円
D12		270,000円以 上280,000円 未満である世 帯	32,500 円	31,900 円	21,600 円	21,200 円	17,700 円	17,300 円
D13		280,000円以 上290,000円 未満である世 帯	34,200 円	33,600 円	21,800 円	21,400 円	17,900 円	17,500 円
D14		290,000円以 上300,000円 未満である世 帯	35,700 円	35,000 円	22,000 円	21,600 円	18,100 円	17,700 円

D15	300,000円以上310,000円未満である世帯	37,200 円	36,500 円	22,200 円	21,800 円	18,200 円	17,800 円
D16	310,000円以上320,000円未満である世帯	38,500 円	37,800 円	22,400 円	22,000 円	18,300 円	17,900 円
D17	320,000円以上330,000円未満である世帯	40,000 円	39,300 円	22,600 円	22,200 円	18,400 円	18,000 円
D18	330,000円以上370,000円未満である世帯	43,400 円	42,600 円	22,800 円	22,400 円	18,500 円	18,100 円
D19	370,000円以上400,000円未満である世帯	48,900 円	48,000 円	23,000 円	22,600 円	18,600 円	18,200 円
D20	400,000円以上470,000円未満である世帯	53,700 円	52,700 円	23,200 円	22,800 円	18,700 円	18,300 円
D21	470,000円以上540,000円未満である世帯	57,500 円	56,500 円	23,700 円	23,200 円	18,800 円	18,400 円
D22	540,000円以上650,000円未満である世帯	61,800 円	60,700 円	24,200 円	23,700 円	19,300 円	18,900 円

		帯						
D23		650,000円以上760,000円未満である世帯	66,100円	64,900円	25,900円	25,400円	20,700円	20,300円
D24		760,000円以上870,000円未満である世帯	70,400円	69,200円	27,600円	27,100円	22,000円	21,600円
D25		870,000円以上である世帯	74,700円	73,400円	29,300円	28,800円	23,400円	23,000円

備考

- この表において「保育標準時間認定子ども」とは、保育の利用について子ども・子育て支援法に規定する保育必要量を別に定める時間とする認定を受けている子ども(5歳児にあつては、これに相当する子どもを含む。)をいう。
- この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育の利用について子ども・子育て支援法に規定する保育必要量を別に定める時間とする認定を受けている子ども(5歳児にあつては、これに相当する子どもを含む。)をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法に規定する均等の額によって課する区市町村民税をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法に規定する所得によって課する区市町村民税の額をいう。ただし、当該区市町村民税の額を計算する場合には、別に定める規定は、これを適用せず、又は別に定めるところにより読み替えて適用する。

別表第7(第19条関係)

(平23条例41・全改)

延長保育の実施に係る保育料

区分		月額	日額
A階層及びB階層に属する世帯		0円	0円
C階層及びD階層に属する世帯	1時間延長	4,000円	400円
	2時間延長	6,000円	600円

別表第8(第21条関係)

(平22条例65・旧別表第6線下・一部改正)

給食費

月額	日額
4,000円	200円

別表第9(第22条関係)

(平24条例60・追加)

一時保育料

区分	日額
新宿区立四谷子ども園、新宿区立あいじつ子ども園、新宿区立西新宿子ども園、新宿区立柏木子ども園、新宿区立おちごなかい子ども園及び新宿区立大木戸子ども園	3,400円
上記以外の子ども園	1,000円